

令和８年度北海道農政事務所発注者綱紀保持委員会議事概要

1. 日 時：令和８年７月１日（水）１０時００分～１０時２５分
2. 場 所：北海道農政事務所長室
3. 出席者：所長、総務管理官、企画調整室長、総務課長、会計課長、
生産経営産業部生産支援課長、消費・安全部消費生活課長、
統計部調整課長
4. 概 要：
 - （１）令和７年度発注者綱紀保持対策の取組について（別紙１）
各種研修及び有資格業者への周知対策の実施状況並びに第三者からの不当な働きかけ等に関する報告事案はなかった旨、事務局より報告。
 - （２）令和８年度発注者綱紀保持対策の取組について（別紙２）
令和８年度の各種取組について、事務局より提案を行い、了承された。

以上

令和7年度 北海道農政事務所 発注者綱紀保持対策の取組について

1 令和7年度の発注者綱紀保持研修の実施状況

【実績】

(1)講義形式の研修

- ① 開催日:令和7年7月17日(木)～8月18日(月)
- ② 内 容:発注者綱紀保持対策、理解度テスト
- ③ 受講対象者:管理監督者・発注担当職員を対象に幅広く受講者を募る
- ④ 開催方法:より多くの職員へ発注者綱紀保持対策の知識を周知するため、
資料配布及び研修用動画を各自PCで視聴する教材学習
視聴後、理解度テストを実施

(2)eラーニング研修

- ① 開催日:令和7年11月4日(火)～11月28日(金)
- ② 内 容:発注者綱紀保持対策 理解度テスト
- ③ 受講対象者:北海道農政事務所全職員(受講率96.8%)

(3)退職前研修

- ① 開催日:令和7年7月17日(木)、令和8年3月13日(金)～27日(金)
- ② 内 容:独禁法、官製談合防止法、発注者綱紀保持対策
- ③ 受講対象者:退職予定者(22名)

年度途中に発生した退職者については、令和7年7月17日(木)までに実施済み。

2 有資格業者等への周知対策

(1)入札公告に発注者綱紀保持の取り組みを掲載

(2)北海道農政事務所ホームページへ以下の資料を掲載

- ① 発注者綱紀保持対策に関する事業者の皆様へのお知らせ
- ② 北海道農政事務所発注者綱紀保持委員会設置要領
- ③ 北海道農政事務所発注者綱紀保持委員会議事概要
- ④ 農林水産省発注者綱紀保持規程
- ⑤ 発注者綱紀保持委員会規則

(3)会計課の事務室受付カウンターへ以下の資料を提示

- ・ 発注者綱紀保持対策に関する事業者の皆様へのお知らせ

3 令和7年度における第三者からの不当な働きかけ等の報告事案はなし

令和8年度 北海道農政事務所 発注者綱紀保持対策の取組について

1 令和8年度の発注者綱紀保持研修計画

【今後の予定】

(1) 外部講師を招へいした講義形式の研修

- ① 開催日: 令和8年8月～10月頃
- ② 内 容: 公正取引委員会に講師を依頼
「入札談合等関与行為防止法と独占禁止法について」
- ③ 場 所: 北海道農政事務所 3F
- ④ 受講対象者: 管理監督者・発注担当職員、その他職員
- ⑤ 開催方法: 会議室とWEB形式の両方とし、支局の受講をサポート
- ⑥ 受講後: 参加者にアンケートを募り講義理解について確認

(2) eラーニング研修

- ① 開催日: 令和8年11月頃
- ② 内 容: 発注者綱紀保持対策 理解度テスト
- ③ 受講対象者: 北海道農政事務所全職員

(3) 退職前研修

- ① 開催日: 令和9年3月中旬～下旬
- ② 内 容: 独禁法、官製談合防止法、発注者綱紀保持対策
- ③ 受講対象者: 退職予定者(人数未定)

(4) 研修以外の機会を利用した職員への周知

- ① 農林水産省以外の機関で官製談合事案が発生した場合における北海道農政事務所職員への注意喚起を実施
- ② ①と併せて、発注者綱紀保持の理解を促す参考資料を周知

2 有資格業者等への周知対策

(1) 入札公告に発注者綱紀保持の取り組みを掲載

(2) 北海道農政事務所ホームページへ以下の資料を掲載

- ① 発注者綱紀保持対策に関する事業者の皆様へのお知らせ
- ② 北海道農政事務所発注者綱紀保持委員会設置要領
- ③ 北海道農政事務所発注者綱紀保持委員会議事概要
- ④ 農林水産省発注者綱紀保持規程
- ⑤ 発注者綱紀保持委員会規則

(3) 会計課の事務室受付カウンターへ以下の資料を提示

- ・ 発注者綱紀保持対策に関する事業者の皆様へのお知らせ

3 第三者からの不当な働きかけがあった場合の対応

- ① 第三者からの不当な働きかけがあった場合、職員は直ちに拒否をして不当な働きかけを受けた内容を記録・公表する旨を伝える。
- ② 職員の報告に基づき、北海道農政事務所発注者綱紀保持委員会の下、当該報告を調査分析し、不当な働きかけを認められた場合には、公表を行う。